

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	健康福祉学科													
実施方法	① 通学 (<u>昼間</u>) ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)													
指定講座番号	6	6	0	0	7	—	1	9	1	0	0	1	—	3
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間				過去一 年の講 座実績	入講者数0人 (平成30年度創設してい ない)				修了者数 (0人)				
	平成31年4月1日				令和4年3月31日まで									
訓練期間	24ヶ月						総訓練時間				1850時間			

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (介護福祉士) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 厚生労働省 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得した者
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	介護福祉士・介護を必要とされている方への介護技術の提供 介護技術を必要とされている方へのサービスの提供を業としている施設、病院、会社等

2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
別紙カリキュラム(別添)の通り		

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	なし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校卒業程度
③その他	

[特記事項]

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	37	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数※平成30年度未創設	0	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	34	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	1	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	※平成30年度創設していない。			人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		人	②A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員		人			
	3 その他の就業(自営業等)		人			
	4 非就業		人	②B: 非就業者計		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人			
	3 社内外の評価が高まる		人			
	4 円滑な転職に役立つ		人			
	5 趣味・教養に役立つ		人			
	6 その他の効果		人			
	7 特に効果はない		人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる		人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人			
	4 趣味・教養に役立つ		人			
	5 その他の効果		人			
	6 特に効果はない		人			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人			
	4 就職していない		人			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足		人			
	3 どちらとも言えない		人			
	4 やや不満		人			
	5 大いに不満		人			

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じたテストを実施し、習得度を確認している。定期的に希望者に対し、担当講師が弱点補強を行っている。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	学則第11条により次の各号のいずれかに該当する者は、その学期の全科目または一部の受験科目を失う。(1) 授業料等学納金の未納者 (2) 履修科目の欠席時間数が授業時間の3分の1を超えた者。		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じたテストを実施し、習得度を確認している。定期的に希望者に対し、担当講師が弱点補強を行っている。		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	学則第11条により次の各号のいずれかに該当する者は、その学期の全科目または一部の受験科目を失う。(1) 授業料等学納金の未納者 (2) 履修科目の欠席時間数が授業時間の3分の1を超えた者。		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じたテストを実施し、習得度を確認している。定期的に希望者に対し、担当講師が弱点補強を行っている。		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	クラス担任制をとっており、随時質問を受け付け、希望に応じて個別対応を行っている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・学科にキャリアコンサルタントを配置し、随時相談を受け付けている。 ・キャリアガイダンスの実施。 		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人富山国際学園 (代表者名: 理事長 金岡 克己)		
住所及び連絡先	富山県富山市願海寺水口444 TEL 076-436-5182		
施設名称及び施設長名	富山短期大学 (施設長: 宮田 伸朗)		
住所及び連絡先	富山県富山市願海寺水口444 TEL 076-436-5182		
苦情受付者	氏名 関 好博 所属 健康福祉学科	事務担当者	氏名 小平 達夫 所属 健康福祉学科
連絡先	TEL 076-436-5146	連絡先	TEL 076-436-5146
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (②)		1,627,211 円
支払い方法	① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円
	② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	円
③ 両方可	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 374,651 円 第2期 351,976 円 第3期 350,541 円 第4期 350,043 円 第5期 円 第6期 円 (うち、必須教材費 47,211 円)		円
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		620,930
	① 任意の教材費 (税込額)		20,930 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円
	③ 施設維持費 (税込額)		600,000 円
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		2,248,141 円

別表 介護福祉士養成課程必修科目及び単位

領域	教育内容(時間数)	授業科目	単位数	時間数	備考
人間と社会	人間の尊厳と自立(30)	人間の尊厳と自立	2	30	4～5科目 選択 120時間以上 選択
	人間関係とコミュニケーション(30)	コミュニケーション論	2	30	
	社会の理解(60)	生活と社会	1	30	
		社会保障論	2	30	
	人間と社会に関する選択科目(120)	現代社会と人間	1	15	
		生活と情報	1	30	
		ボランティア演習	1	30	
		教養演習	1	30	
		現代社会と福祉	2	30	
		レクリエーション概論	1	15	
	レクリエーション活動援助法	1	30		
小計			15	300	
介護	介護の基本(180)	介護福祉論Ⅰ	2	30	
		介護福祉論Ⅱ	2	30	
		高齢者福祉論Ⅰ	2	30	
		高齢者福祉論Ⅱ	2	30	
		障害者福祉論	2	30	
		介護予防論	2	30	
	コミュニケーション技術(60)	コミュニケーション技術Ⅰ	1	30	
		コミュニケーション技術Ⅱ	1	30	
	生活支援技術(300)	生活支援技術Ⅰ	2	60	
		生活支援技術Ⅱ	2	60	
		生活支援技術Ⅲ	2	60	
		生活支援技術Ⅳ	1	45	
		生活支援技術Ⅴ	1	45	
		生活支援技術Ⅵ	1	30	
	介護過程(150)	介護過程Ⅰ	1	30	
		介護過程Ⅱ	1	30	
		介護過程Ⅲ	2	60	
		介護過程Ⅳ	1	30	
	介護総合演習(120)	実習指導Ⅰ	1	30	
		実習指導Ⅱ	1	30	
		実習指導Ⅲ	1	30	
		実習指導Ⅳ	1	30	
	介護実習(450)	(介護実習Ⅰ)	基礎実習	2	
総合実習			2	90	
(介護実習Ⅱ)		介護計画実習	2	90	
		介護過程実習	4	180	
小計			42	1260	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解(60)	医学一般Ⅲ	2	30	
		発達と老化の理解	2	30	
	認知症の理解(60)	認知症ケア論Ⅰ	2	30	
		認知症ケア論Ⅱ	2	30	
	障害の理解(60)	障害者ケア論Ⅰ	2	30	
		障害者ケア論Ⅱ	2	30	
	こころとからだのしくみ(120)	医学一般Ⅰ	2	30	
		医学一般Ⅱ	2	30	
		心理一般	2	30	
		ターミナルケア論	2	30	
小計			20	300	
医療的ケア	医療的ケア(50)	医療的ケアⅠ	4	60	
		医療的ケアⅡ	1	30	
小計			5	90	
計			82	1950	

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。